

平成 29 年 度

長崎県育英事業（留学生）奨学生募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館

☎ (095) 824-1111 (内線 3357・3359)

(095) 824-7501 (直 通)

(095) 820-1972 (F A X)

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

この奨学金制度は、長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業後に長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等（以下「締結大学」という。）へ進学予定の者のうち、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子などであって、次の各号に該当することが必要です。

- (1) 経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者。
- (2) 現に在学する高校又は卒業した高校の校長が、締結大学を卒業できる見込があると認める者。
- (3) 高校等における生活全般を通じて奨学生としてふさわしいと校長が認める者。

2 募集期間

韓国留学生 平成29年2月6日（月）～平成29年3月24日（金）

中国留学生 平成29年8月4日（金）～平成29年9月22日（金）

3 貸与月額

41,000円

※原則として3か月ごとに奨学生本人名義の普通口座に振り込まれます。

4 大学等入学時奨学金の貸与

応募する者のうち、「7 家計（所得）の基準」の「(2) 大学等入学時奨学金の対象となる家計（所得）の基準」に該当する場合は、希望者に対して大学等入学時奨学金を貸与することができます。

貸与額300,000円（一括貸与）

5 貸与期間

在学する締結大学の正規の最短修業期間

※貸与の始期は、韓国留学生平成29年4月、中国留学生平成29年9月となります。

6 出願手続

現に在学する高校又は卒業した高校の校長より出願用紙の交付を受け、願書を作成し、必要書類及び締結大学の「**合格通知書**」の写しを添えて、期日までに現に在学する高校又は卒業した高校へ提出してください。

(1) 出願時の必要書類

ア 奨学生願書

イ 奨学生推薦調書

ウ 所得に関する証明書

エ 締結大学の「合格通知書」の写し

オ その他の証明書等（外国語記載の書類がある場合は**日本語訳を付ける**こと）

※奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、本会ホームページからダウンロードしての利用も可能です。

(2) 出願書類の記入要領及び証明書等について

(1)に係わる出願書類については、「**長崎県育英事業奨学生募集要項**」の**奨学生願書の作成について等**（願書の記入・家族の居住に関する証明書等・所得に関する証明書等・その他の証明書等）を**参照**のこと。

(3) 他の奨学金制度との併願・併給を認めます。

（ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（給付型奨学金を除く。）と重複して借りることはできません。）

7 家計（所得）の基準

(1) 本会が設定する所得基準額以下であること。

〔 所得基準額 \geq (収入金額から所得額を算出した所得額) - (控除額) 〕

【収入等の目安】

(平成29年1月現在)

在)

	給与所得者の場合 (収入金額・税込み)		給与所得者以外の場合 (収入金額－必要経費)	
	4人世帯 所得基準額229万円	5人世帯 所得基準額239万円	4人世帯 所得基準額229万円	5人世帯 所得基準額239万円
大 学	807万円	848万円	399万円	440万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情（控除額）によって所得基準額以下になる場合があります。

※出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。

(2) 大学等入学時奨学金の対象となる家計（所得）の基準

所得（課税）証明書における市県民税課税額が、年収500万円未満（4人家族：生活保護基準の1.5倍）程度に相当する課税額以内となる場合。

8 学力の基準

校長が締結大学を卒業できる見込みがあると認める者。

9 採用者の決定通知

(1) 選考の結果は推薦した学校長を通じて出願者に通知します。

(2) 選考の決定は、韓国留学生は5月上旬、中国留学生は11月上旬の予定です。

10 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に
応じて20年以内に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用
のいずれかの割賦の方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

長崎県育英会奨学生（留学生）採用要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人長崎県育英会貸与規程（以下「規程」という。）第23条に基づき、長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業後に長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等（以下「締結大学」という。）へ進学予定の者のうち、経済的理由により修学が困難な者を奨学生として採用（以下「留学生採用」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

（採用の対象）

第2条 規程第3条第1項第1号イに該当する者。

（採用の基準）

第3条 採用の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学力についての基準

現に在学する高等学校又は卒業した高等学校の長（以下「校長」という。）が締結大学を卒業できる見込があると認める者。

(2) 家計についての基準

当該年度の奨学生選考基準を満たしている者。

(3) 人物についての基準

高等学校等における生活全般を通じて奨学生としてふさわしいと校長が認める者。

（出願手続）

第4条 奨学生を希望するものは、規程第7条第1項に示す書類に加え、締結大学の「合格通知書」の写しを、校長を経て提出しなければならない。

（採用の時期）

第5条 採用は入学した月から行う。

2 当該年度前に事由が生じていても、当該年の4月を過ぎて願書が提出されたときは、4月を限度として採用する。

（採用の決定）

第6条 規程第8条第1項の規定により、選考委員会の選考を経ず理事長が決定する。

（誓約書・奨学金借用証書等の提出）

第7条 本会が指定した期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 「誓約書・奨学金借用証書」

(2) 「口座届」

(3) 「在籍証明書」

（成績証明書等の提出）

第8条 奨学生は、年1回、学年終了時に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 「在籍証明書」（提出時の証明年月日のもの）

(2) 「成績（単位取得）証明書」（提出時の証明年月日のもの）

（証明書等の提出）

第9条 第4条の関係書類を除く書類の提出に当たっては、第一連帯保証人が本人に代わり提出しなければならない。

2 関係書類には事実を証明する書類を添付しなければならない。その際、書類が外国語記載の場合は、日本語訳を添付しなければならない。

(奨学生への通知連絡等)

第10条 奨学生への通知連絡等は、原則として第一連帯保証人を介して行う。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日より適用する。

附 則 この要綱は、公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年6月3日一部改正)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月5日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。